

# 外交防衛委員会

外交防衛

## 委員一覧 (21名)

委員長	林	芳正 (自民)	岡田	直樹 (自民)	今泉	昭 (民主)
理事	浅野	勝人 (自民)	櫻井	新 (自民)	佐藤	道夫 (民主)
理事	三浦	一水 (自民)	谷川	秀善 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	山本	一太 (自民)	福島	啓史郎 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	山谷	えり子 (自民)	澤	雄二 (公明)
理事	柳田	稔 (民主)	浅尾	慶一郎 (民主)	緒方	靖夫 (共産)
	愛知	治郎 (自民)	犬塚	直史 (民主)	大田	昌秀 (社民)

(17.10.11 現在)

### (1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された案件は、条約2件及び内閣提出法律案2件の計4件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願5種類35件は、いずれも保留とした。

#### 〔条約及び法律案の審査〕

**万国郵便連合関連条約の更新・改定** 国際郵便業務及び我が国と他の締約国との間の郵便送金業務を適切に実施するため、ルーマニアのブカレストで開催された万国郵便連合の第23回大会議で作成された追加議定書及び関連文書並びに約定が提出された。万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約は、追加議定書が万国郵便連合の文書において使用される用語の定義の追加等現行の憲章の改正を内容とし、一般規則が万国郵便連合の運営に関する実施細目等について定め、条約が国際郵便業務に関する規則等について定めている。郵便送金業務に関する約定は、郵便為替、郵便振替等の郵便送金業務に関する規則等について定めている。委員会においては、両件を一括して議題とし、条約締結の意義と万国郵便連合に対する我が国の貢献、郵政民営化後における万国郵便連合への我が国の対応姿勢、通常郵便物の到着料制度の改善、郵政民営化後の国際郵便送金業務の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

**国際テロ対応のための活動の継続** 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、平成13年9月11日に米国で発生したテロリストの攻撃による脅威の除去に努めることにより、国連憲章の目的達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して、我が国が実施する措置等について定めるテロ対策特別措置法の有効期限を1年間延長しようとするものである。委員会に

においては、テロ対策特措法の有効期限を1年間延長する理由、協力支援活動の終了の条件と活動を止めた場合の影響、協力支援活動に係る予備費使用と国会の関与、アフガニスタンに対する復興支援の在り方、自衛隊の海外派遣に係る恒久法制等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

**防衛庁の職員の給与等の改定** 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、号俸構成を変更するとともに、調整手当に替えて地域手当を新設すること、退職の際に特別昇任した自衛官について退職手当等が増加しないよう規定を整備すること等を内容とするものである。委員会においては、給与構造改革と自衛官給与の在り方、給与構造改革に伴う予算節減効果、自衛官の退職時特別昇任の在り方等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

### 〔国政調査等〕

平成17年9月に開催された国連総会特別首脳会合に出席した小泉総理大臣は、国連改革と我が国の安保理常任理事国入りについて発言した。また、同年7月から9月にかけて、北京において開催された第4回六者会合では、北朝鮮のすべての核兵器及び既存の核計画の検証可能な廃棄の約束等を内容とする共同声明に合意した。

このような背景の下、10月11日、国連改革・六者会合について町村外務大臣から報告を聴取した後、パキスタンにおける地震被害に対する援助、在日米軍再編問題、自衛隊の海外派遣、イラク情勢と自衛隊のイラク派遣、自衛官の大麻取締法等違反事件、国連改革、国際刑事裁判所規程の締結等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成17年10月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国連改革・六者会合に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた後、パキスタンにおける地震被害に対する援助に関する件、在日米軍再編問題に関する件、自衛隊の海外派遣に関する件、イラク情勢と自衛隊のイラク派遣に関する件、自衛官の大麻取締法等違反事件に関する件、国連改革に関する件、国際刑事裁判所規程の締結に関する件等について大野防衛庁長官、町村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

以上両件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成17年10月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

以上両件について町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官、西川内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 山谷えり子君（自民）、白眞勲君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第1号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

#### ○平成17年10月20日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について細田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、町村外務大臣、大野防衛庁長官、細田内閣官房長官、田野瀬財務副大臣、政府参考人、参考人財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君及び独立行政法人国際協力機構理事小島誠二君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 澤雄二君（公明）、山本一太君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について参考人立教大学大学院教授伊勢崎賢治君及び防衛大学校国際関係学科助教授宮坂直史君から意見を聴いた後、

両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山谷えり子君（自民）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、澤雄二君（公明）

○平成17年10月25日（火）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について町村外務大臣、大野防衛庁長官、細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 三浦一水君（自民）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第12号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について大野防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月27日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について大野防衛庁長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 浅野勝人君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第18号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

○請願第158号外34件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 議案の要旨

#### ○成立した議案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

#### 【要旨】

本法律案は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の有効期限を1年間延長しようとするものである。

#### 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

#### 【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成17年度の防衛参事官等俸給表、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き下げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給する学生手当の月額を10万6,600円（現行10万6,700円）に引き下げる。
- 三、営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,690円（現行5,780円）に引き下げる。
- 四、学生の12月期の期末手当について、支給割合を100分の175（現行100分の170）に引き上げる。
- 五、平成18年度の防衛参事官等俸給表、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き下げるとともに、号俸構成を変更する。
- 六、昇給の基準及び医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の特例に関する規定を整備する。
- 七、一般職の国家公務員と同様に新たに地域手当を設け、地域手当の級地に応じて定める割合を俸給等に乗じて得た額を支給する。
- 八、退職の日に特別昇任した自衛官について、退職手当等が増加しないよう俸給月額に関する特例を定める。
- 九、本法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、五ないし八については、平成18年4月1日から施行する。

## 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（先議）

### 【要旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、国際郵便業務の効果的な運営により諸国民の間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的とする国際連合の専門機関である。連合の最高機関である大会議は、通常5年ごとに開催され、連合の組織事項を定める基本的文書である「万国郵便連合憲章」（以下「憲章」という。）等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。

2004年（平成16年）9月から10月までルーマニアのブカレストで開催された第23回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、憲章の一部改正について定める「万国郵便連合憲章の第七追加議定書」（以下「追加議定書」という。）が採択されたほか、憲章以外の文書で現在有効なもの（1999年（平成11年）に北京で開催された第22回大会議において作成されたもの）に代わる新たな文書として「万国郵便連合一般規則」（以下「一般規則」という。）及び「万国郵便条約」（以下「条約」という。）が採択された（同時に「郵便送金業務に関する約定」が採択された。）。

#### 一、追加議定書

この追加議定書は、前文、本文7箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 憲章の前文に連合の任務として「郵便物の自由な流れの保障」等の具体的な項目を明確化する。
- 2 連合の文書において使用される用語に関し「単一の郵便境域」等の定義を明確化する。
- 3 憲章及び一般規則が留保の対象とはならないことを明記する。
- 4 従来、大会議ごとに新たな文書を作成していた一般規則を恒久文書とする。

#### 二、一般規則

この一般規則は、前文、本文35箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 大会議の開催周期を従来の5年から4年に変更する。
- 2 政府間機関等が希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。
- 3 広範な郵便分野の利益を代表し、利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的として、配達業務提供者等国際郵便に利害関係を有するものから成る諮問委員会を設置する。同委員会は、委員会の活動に関する情報を管理理事会及び郵便業務理事会に提供する。
- 4 連合の経費分担等級に45単位等級及び30単位等級を追加する。
- 5 一般規則は無期限に効力を有するものとする。

#### 三、条約

この条約は、条約（前文、本文38箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文15箇条及び末文から成る。）から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地並びに郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報する。
- 2 処罰の対象となる郵便切手等郵便料金納付の手段に関する違反行為を拡大し、不当な利得を得ることを意図して行われた郵便料金納付の手段の変造、模造、偽造又は不正な製造、変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段の使用、流布、販売、配布、頒布、輸送、展示又は広告、既に使用した郵便料金納付の手段の郵便目的での使用又は流布、及びこれらの違反行為の未遂を処罰する。
- 3 郵政庁は、相互間で参加することを取り決められることができる業務として、電子郵便業務及びEMS業務に、統合された物流管理業務及び電子郵便認証を追加する。
- 4 普通通常郵便物の未受領に関する調査請求の受理は義務的ではなく、これを受理する郵政庁は当該郵便物の調査を配達不能の郵便物に係る業務に限定することができる。
- 5 郵政庁は、この条約に定めのない場合には責任を負わないこと、支払うべき賠償金額は、施行規則に定める額を超えることができないこと、及び二国間の合意がある場合を除くほか、郵政庁に対する賠償金の支払に関するいかなる留保も付することができないこととする。
- 6 到着料は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとし、郵便業務理事会は、業務の質に関する目標を達成した郵政庁に報いるため、追加の補償金の支払を認めることができる。

なお、追加議定書、一般規則及び条約は、いずれも2006年（平成18年）1月1日に効力を生じ、追加議定書及び一般規則は無期限に、条約は次回大会議の文書の効力発生の時まで、効力を有する。

## 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（先議）

### 【要旨】

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するものであり、2004年（平成16年）9月から10月までルーマニアのブカレストで開催された万国郵便連合第23回大会議において採択された。この約定は、前文、本文23箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 一、加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地並びに郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報する。
- 二、郵便為替及び郵便振替のそれぞれに係る規定を個別に設ける。
- 三、郵便送金業務に係る指図の関係郵政庁の間における交換方式については、国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行う。
- 四、従来約定において定められていた郵便保証小切手及びポストネットに関する規定を削除する。